

大和郡山市一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く）収集運搬業の許可指針

大和郡山市は、大和郡山市第4次総合計画（平成28～37年度）において資源循環型社会の形成を掲げており、循環型社会の構築に向けて3Rを推進するとともに最適なリサイクル・処理システムの構築を検討することとしている。また、平成27年12月策定の大和郡山市一般廃棄物処理基本計画において、収集・運搬の許可業者数については、今後のごみ排出量に応じた適正な業者数としていくものとしている。以上により循環型社会形成を目指す当市の廃棄物の適正処理確保の見地から、一般廃棄物処理計画における事業系一般廃棄物収集運搬業の許可に係る方針を次のとおり定める。

事業系一般廃棄物

(1) 事業系一般廃棄物を収集運搬する一般廃棄物収集運搬業者（以下「収集業者」という。）は、将来に渡って継続かつ安定的に廃棄物処理を遂行することを可能とする経営規模や経営計画が必要である。また、許可制度の運用においては、収集業者のより一層の資質の向上と信頼性の確保を図るという見地から、収集業者の事業の安定及び育成にも配慮する必要がある。そのため、既に許可した事業範囲内での新たな許可は、収集業者の健全な事業活動にも影響を与え、無秩序な競争等や、収集業者相互の過度の摩擦等を生じさせ、適正な処理を損ねる恐れがあると判断する。従って、現状の収集運搬事業が適正に運用されている事実に鑑み、法令等の整備により新たに必要が生じた場合及び次に掲げる業者を除いて、新規許可を行わない。

- ① 収集運搬するごみが、大規模建築物（建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年4月14日法律第20号）第2条第1項に規定する特定建築物、もしくは大規模小売店舗立地法（平成10年6月3日法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗）から排出されるものであって、清掃センターへ搬入されるごみの排出量が月平均30トン以上の見込みのものを収集運搬する業者
- ② リサイクルを目的とする食品残渣収集運搬専門業者
- ③ 家電リサイクル品収集運搬専門業者

(2) 適用除外

次に掲げる事例が発生した場合については、業者の登録変更として取り扱うこととし（1）の規定にかかわらず許可できるものとする。

- ① 個人の収集運搬業の許可を受けた者が、代表者である法人を新たに設立し、その事業の全部を承継させる場合。
- ② 収集運搬業の許可を受けた者が死亡し、その法定相続人が申請する場合
- ③ 収集運搬業の許可を受けた者が、高齢又は疾病等により業を継続できない場合で、親族（配偶者又は2親等以内に限る。）に事業の全部を承継させる場合。
- ④ 法人の合併の場合で、既存許可業者の代表者が新法人の代表者となる場合。